

議案第 13 号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 1 号中「27,000 円」を「30,000 円」に改め、同項第 2 号中「32,400 円」を「36,000 円」に改め、同項第 3 号中「37,800 円」を「42,000 円」に改め、同項第 4 号中「48,600 円」を「54,000 円」に改め、同項第 5 号中「54,000 円」を「60,000 円」に改め、同項第 6 号中「64,800 円」を「72,000 円」に改め、同号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改め、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第 7 号中「70,200 円」を「78,000 円」に改め、同号ア中「200 万円」を「210 万円」に改め、同項第 8 号中「81,000 円」を「90,000 円」に改め、同号ア中「300 万円」を「320 万円」に改め、同項第 9 号中「91,800 円」を「102,000 円」に改め、同項第 10 号中「97,200 円」を「108,000 円」に改め、

同項第11号中「102,600円」を「114,000円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,200円」を「18,000円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,200円」を「18,000円」に、「18,900円」を「21,000円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,200円」を「18,000円」に、「35,100円」を「39,000円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「規定する合計所得金額（」とあるのは、「規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第３条の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。